

第6回トラック輸送における取引環境・労働時間改善愛媛県地方協議会 議事概要

1. 日時

平成29年11月16日（木）10:30～12:30

2. 場所

愛媛県トラック協会 2階会議室

3. 議事概要

(1) 議題1「平成28年度パイロット事業について」、議題2「平成29年度パイロット事業について」、議題3「トラック運送業の適正運賃・料金ほかについて」、議題4「働き方改革について」について事務局等より説明を行い、意見交換を行った。

(2) 各委員からは、以下のような発言があった。

- 28年度は柑橘類の輸送で実証実験を行っており、関東市場での卸し箇所数を削減することで、成果が出たとのこと。生産側としては、販売の面でも、卸し箇所の削減について、運送側と連携できるのであれば、そこを強化していく必要があると感じた。
- 28年度の改善事例をみても、改善を図るのに荷主の理解を得ることは不可欠で、特に改善にコストがかかる場合は、荷主にもきちんと理解をしてもらい、応分の負担をしてもらうことが大切だ。
- 改善の工夫についても、従来は運送事業者が、いわばサービスで行ってきた場合があり、こういった作業については運賃や附帯業務料をちゃんともらえるようになっていかないといけない。
- 運送事業者と荷主の間で協議して、現場の状況をしっかり「見える化」し、コストをかけずに工夫できる部分は工夫していく。そして、応分の負担なりが生じる部分では、ともにその対応について考えていく、こうした認識の共有、また協力が、改善が成功するかどうかを大きく分けていくことになる。
- 日本は前例踏襲主義で、発・着荷主だけだと、なかなか取引慣行を変えることができない。昨年度、今年度のパイロット事業をみると、やはり行政が介在しないと進まない

のかなとも思う。今回は、全都道府県でこうした取り組みがなされ、世間の目も変わってきたと感じており、大変結構なことと思う。

- 衛生品の輸送で、パレット化を中心に検討し、実証実験について取り組むということで、昨年度の取り組みより、非常に現実的で良い。ドライバーも年々、高齢化しており、若い世代は、手荷役を敬遠する傾向があり、(パレット化の検討は) そういった面でも有効なのでは。
- 今、女性ドライバーを増やしていこうという方針があるが、そういった面ではなおさらパレット化は、やってもらいたい。フォークリフトで一気に荷卸しして、検品作業も省略できるなら、待機時間は大幅に削減できるのでは。
- 標準貨物自動車運送約款の改正は、前向きに受け止めている。「荷待ち時間」が大きな問題となっていて、それを見える化するのには良いことと考える。
- 約款の改正・その内容の徹底は、荷主の理解がないと、運送事業者だけでは難しい面はあるので、荷主団体としても各荷主に理解いただくようにしないといけないと考えている。
- 現在、制度の改正を受けて説明会にも出席し、原価計算を行って、設定値について試算中。荷主企業の反応は分からないが、当面、新約款採用に向けて準備中である。
- 荷主企業と比べて、運送事業者の立場の弱さがあり、標準約款の改正で対応したということ。荷主勧告制度の運用改善、荷待ち時間の記録義務化等の制度ともリンクしており、改善に役立つことになれば良いと考える。また今後、そういったことも含めて周知を図る必要があり、生産性向上セミナーにも、参加いただきたい
- 自動車運転の業務について、「改正法施行5年後」とあるのは、2018年から5年後ということよろしいか？ → 回答：法律改正案がまだ出ていないが、実行計画で決まっているのは、平成31年4月1日施行ということ。報道等では、来年1月の通常国会提出で、最短でそれに間に合うか、審議状況によるということになっている。実際には、一般則の施行が決まった後、5年後に施行となる。
- 法律の改正に伴って、改善基準告示の中で、例えば月293時間が上限となっている数字等は、連動して下がると考えて良いか？ → 回答：現在、そこまでの動きについて、情報は来ていない。

- トラック産業は、人が支えている業界で、今悩ましいのは人材不足。積込み時間の長さや手荷役等が若者に敬遠され、人が集まらないのが現状。その中で、荷主の理解を得て、運送の見直しを行うパイロット事業の取り組みは、非常に有意義な取り組みと感じる。

- 働き方改革については、自動車運転業務に関して、改正法施行後5年後に、月80時間、年間960時間の適用ということだが、労働組合の立場からは、同じ労働者として、（一刻も早い）一般則の適用を求めているところで、その点は理解いただきたい。